

第132回教育研究評議会議事要録

日時 平成28年1月18日(月) 14時00分開会～16時05分閉会
場所 本部棟5階 大会議室
欠席者 加藤評議員, 河添評議員
陪席者 千家監事, 谷口監事

議事に先立ち, 学長から, 大学入試センター試験の実施について謝辞が述べられ, 続いて, 第131回教育研究評議会の議事要録が承認された。

議題1. 国立大学法人島根大学教員個人評価における学部長等の評価基準等の一部改正について

学長から, 学部長等は, 本学の機能強化, 中期目標・中期計画, ミッションの再定義及びリスクマネジメント等を踏まえた学部等の運営を行う必要があることから, 学部長等の評価基準等について, それにあわせた評価項目の追加・変更等を行う旨が述べられた。続いて, 秋重理事から, 資料に基づき説明があり, 審議の結果, 原案どおり承認された。なお, 今年度実施する評価については, この観点で実施する旨の依頼があり承認された。

議題2. 学生の懲戒について

荒瀬理事から, 本件は, 法文学部の学生が教室に置き忘れていた鞆を盗んだこと及び総合理工学部の学生が本学の女子学生の顔を素手で数回殴るなどの暴力を振るい, 傷害の疑いで逮捕されたことに係る懲戒処分について審議を行うものである旨が述べられた。続いて, 法文学部の学生の事案について, 吹野法文学部長から事件の経緯・概要等の説明があった後, 審議の結果, 原案どおり承認された。次に, 総合理工学部の学生の事案について, 廣光総合理工学研究科長から事件の経緯・概要等の説明があった後, 審議を行い, 当該学生に対する懲戒処分案について種々意見があったが審議の結果, 原案どおり承認された。最後に荒瀬理事から各学部で実施する犯罪防止に関する研修会について, 参加していない学生への周知等の依頼があった。

協議事項1. 教員個人評価の方法について

学長から, 本件は, 新年俸制の全学展開に向けて, 現在実施している教員個人評価の方法を見直し, また, 新たに部局評価を設けることにより組織の活性化を促し, 教育研究活動の向上に資することを目的として導入することについて協議する旨が述べられた。続いて資料に基づき, ①学長は, 教員個人評価の上位区分の部局配分数を決定する。②評価者は, 部局配分数に基づき, 教員個人評価結果を部分的に相対評価する。③評価者は, その結果を学長へ報告する。④学長は, 月給制及び新年俸制の教員に対し, それぞれの方法により処遇に反映させる。⑤新年俸制については, プロジェクトセンターに限定した評価方法を見直し, 原則, 教員個人評価のみで評価することに変更する。⑥新年俸制の業績年俸の支給時期について, 従来9月と3月に支給していた

ものを月給制の賞与と同じ6月と12月に変更する。の6つの内容が述べられた。学長から、今後の予定として各学部等に持ち帰り、意見収集の後、特段の意見がなければ、2月開催の教育研究評議会において審議を行う旨の説明があった。なお、その際、部局配分数と教員個人評価の処遇への反映等について、種々意見があった。

報告事項

学長から、報告事項については、「会議の効率的な開催について（申し合わせ）」に基づき特に説明が必要な事項について報告する旨の説明があり、報告事項2の第3期中期目標・中期計画（原案）について報告があり、併せて、平成28年度計画の協力依頼及び進捗管理シートの作成、修正等の依頼があった。続いて、報告事項3の教育研究評議会評議員の選出について学長から、教育・入試改革に関して、武田 信明氏（教育・入試改革特別委員会委員長、法文学部教授）、学生支援に関して、境 英俊氏（教育・学生支援機構学生支援センター長、教育学部教授）、地域貢献・人材育成に関して、松崎 貴氏（地域未来戦略センター長、生物資源科学部教授）、医学教育に関して、大谷 浩氏（医学部教授）、女性活躍に関して、金山 富美氏（学長特別補佐、法文学部教授）、図書館運営に関して、杉江 実郎氏（学術情報機構附属図書館長、総合理工学研究科教授）の指名報告があった。続いて、報告事項4の国立大学法人島根大学特定個人情報取扱規則の制定について藤田理事から一部条文の整理等を行った旨の報告があった。続いて、報告事項5の平成28年度予算の概要について、報告事項7の平成27年度教職員健康診断の受診状況について、報告事項8の公的研究費等不正使用防止に関するe-ラーニングによるコンプライアンス教育の受講状況について松浦理事から報告があった。続いて荒瀬理事から入試センター試験の実施に当たって謝辞等が述べられ、秋重理事から標的メールによりランサムウェアについての報告があった。

最後に、学長から学位授与式及び入学式における国歌の扱いについて、文部科学大臣から要請もあり、また、国旗及び国歌については、法律として制定されていることから、何等かの形で実施すること及び教育研究評議会の決定事項ではないが意見を聴きたい旨が述べられ、吹野法文学部長から、起立について、思想・信条を問うところで問題であり、基本的には、実施することについて反対する旨が述べられた。次に小川教育学部長から、教育学部の大半の学生は教員として育って行き、教育学部附属学校での入学式及び卒業式では、国歌を斉唱しており、学部の学生にはそのように指導している。大学の学位授与式及び入学式での起立を個人の判断に任せることとなれば学部としての指導の一貫性がなくなり、その対応について配慮する旨の依頼があった。今回の意見を受け、最終的に学長として判断する旨が述べられた。